

# 神奈川県マンション管理士事業協同組合 事業案内

(略称 かながわマン管協)

〒221-0834 横浜市神奈川区台町7-2-602  
ハイツ横浜6F

Tel&Fax 045-548-3250

E-mail [info@mankan-kumiai.arrow.jp](mailto:info@mankan-kumiai.arrow.jp)

ホームページ <http://mankan-kumiai.arrow.jp>



## マンション管理士をご存知ですか？

マンション管理士は、平成13年8月1日施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(マンション管理適正化法)により、誕生した新たな国家資格です。

マンションの管理は、管理組合理事の方々が主体で行いますが、運営上の問題、例えば、長期修繕計画の企画や修繕積立金の見直し、管理会社の見直し、管理規約や使用細則などルールの見直しなど、取り組まなければならない問題はたくさんあります。マンション管理士は、これらの問題解決のために、管理組合の皆様へ助言・アドバイスすることを目的とし創設された資格です。

## かながわマン管協の目的及び事業内容

かながわマン管協は中小企業等協同組合法により、平成20年1月神奈川県知事より設立認可(神奈川県指令金第610号)されたマンション管理士(事業者)の協同組合です。

建物の維持管理などのハード面から規約を守らない住民への対応などのソフト面まで、幅広い管理運営上の問題に対し、マンション管理士一人の力ではなく、複数のマンション管理士が力を合わせ、総合力を発揮し、皆様からのご要望にお応えするための組織です。

かながわマン管協は 例えるならば、マンション管理の総合病院です。

## かながわマン管協のマンション管理士は

かながわマン管協に登録しているマンション管理士は、一級建築士、再開発コーディネーター、フィナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者などのダブルライセンス保持者です。

かながわマン管協は、マンション管理のプロ集団を目指しており、

- ・スキルアップ研修会を開催し、個々の管理士が相互に情報の交換と研究を重ねて、さらにマンション管理のプロとしての能力の向上を目指すよう指導しております。

## 《マンション管理組合の方々が安心して業務委託が出来るための仕組み》

### かながわマン管協が皆様から直接お仕事を受けた場合には、

受託した業務の内容に対応して、得意分野の異なる複数の管理士が力を合わせ、共同して業務を行います。

### 個々の管理士がお仕事を受けた場合には、

かながわマン管協は、その管理士が業務を確実に完成することを一定の限度で保証し、万一完成できないときには、かながわマン管協が代わって完成いたします。

## 《マンション管理組合役員の方々の為の事業》

### マンションみらい塾の開催

年4~6回、管理組合役員の方々を対象にして、マンション管理の実務を勉強して頂く塾です。

### 定期相談会の実施

管理組合役員の皆様が抱えておられる、管理運営上の問題のご相談をお受けいたします。

◇平日の午後1時から4時までの間、かながわマン管協事務所まで、お越しください。